

約款・特約条項

ご契約の時から保険契約消滅までの
とりきめを記載しています。

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款

もくじ

はじめに・この約款をご覧になるにあたって 1

1. 保障の開始について 2

- 第1条 保障の開始 2
- 第2条 保険証券の発行 2

2. 年金の種類について 2

- 第3条 年金の種類 2
- 第4条 年金開始日の前日の年金の種類の変更 2

3. 年金および死亡給付金の支払いについて 3

- 第5条 年金の支払い 3
- 第6条 年金証書の発行 4
- 第7条 死亡給付金の支払い 4
- 第8条 年金および死亡給付金の請求手続き 4
- 第9条 年金および死亡給付金の支払いの場所と時期 4
- 第10条 積立金の支払い 5
- 第11条 年金および死亡給付金の支払方法の選択 6

4. 保険料について 6

- 第12条 保険料の払込み 6
- 第13条 保険料払込方法（経路） 6
- 第14条 保険料払込方法（経路）（第13条）によって保険料を払い込むことができなくなったときの取扱い 7
- 第15条 保険料が払い込まれない間に年金の支払事由等が発生した場合の取扱い 7
- 第16条 保険契約の失効 7
- 第17条 保険契約の復活 7
- 第18条 保険料の一括払い 8
- 第19条 保険料の自動振替貸付 8
- 第20条 保険料の払込免除 9

5. 社員配当（保険契約者への配当）について 10

- 第21条 社員配当金の計算 10
- 第22条 社員配当金の支払い 10

6. 告知義務と重大事由による解除について 13

- 第23条 告知義務 13
- 第24条 告知義務違反による解除 13
- 第25条 保険契約を解除できない場合 13
- 第26条 重大事由による解除 14

7. 解約・無効について 15

- 第27条 保険契約の解約 15

- 第28条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効 15
- 第29条 返戻金の支払い 15

8. 内容の変更について 15

- 第30条 払済年金保険への変更 15
- 第31条 払済年金保険からの復旧 16
- 第32条 基本年金年額の減額 16
- 第33条 保険契約の内容変更の手続き 16

9. 保険契約者に対する貸付けについて 16

- 第34条 保険契約者に対する貸付け 16
- 第35条 貸付金の差引き 17

10. 保険契約者・年金受取人・死亡給付金受取人の変更などについて 17

- 第36条 当会社への通知による年金受取人の変更 17
- 第37条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更 18
- 第38条 遺言による年金受取人および死亡給付金受取人の変更 18
- 第39条 年金受取人および死亡給付金受取人の死亡 18
- 第40条 保険契約者の変更 18
- 第41条 年金受取人による保険契約上の権利義務の承継 18
- 第42条 保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人の代表者 19
- 第43条 保険契約者の連帯責任 19
- 第44条 保険契約者の住所等の変更 19

11. その他 19

- 第45条 死亡給付金受取人による保険契約の存続 19
- 第46条 年齢の計算 20
- 第47条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い 20
- 第48条 時効 20
- 第49条 法人契約特則の適用 20
- 第50条 保険料一時払いの特則 20

- ◆ 別表1 対象となる不慮の事故 21
- ◆ 別表2 身体障害表 23
- ◆ 別表3 保証期間付終身年金の保証期間中または確定年金の年金支払期間中の未払年金の現価 25
- ◆ 別表4 死亡給付金表 25

法人契約特則 26

※ページ番号は、各ページ中央下にある●内の数字を参照してください。

はじめに

i この保険の特徴

保 険 種 類	個人年金保険
内 容	将来の生活資金の準備
年 金 の 種 類	1. 保証期間付終身年金 2. 確定年金
給付金の種類	死亡給付金
保 険 期 間	保険料払込期間 有期 年金支払期間 10年
配 当 タ イ プ	5年ごと利差のみ配当

ii 特約を付加された場合（付加された特約は保険証券に記載しています。）は、特約条項も合わせてご参照ください。

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、約款の一部です。

第5条 備考

種類	支払事由（年金を支払う場合）	支払額	受取人	未払年金の一括払い・年金の継続払いについて
保証期間付終身年金	被保険者が年金支払日①に生存しているとき	各年金 所定の 支払日 基本年 の年金 金年額		年金受取人は、年金開始日以後、保証期間中の未払年金の一括払いを請求することができます。 この場合には、当社は、保証期間中の未払年金の現価（別表3）を支払い、また、保証期間経過後に被保険者が生存しているときは、年金を支払います。②
	被保険者が第1回年金支払日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき③	保証期間中の未払年金の現価（別表3）		年金受取人は、保証期間中の未払年金の現価の支払いに代えて、年金の継続払いを請求することができます。 この場合には、保険契約は保証期間が満了するまで消滅せず、当社は、保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。 ただし、被保険者の死亡後の年金の継続払い中に保証期間中の未払年金の一括払いの請求があったときは、保険契約はその時に消滅し、当社は、保証

① 年金開始日を第1回年金支払日とし、その後の年単位の応当日を順次第2回以降の年金支払日とします。

② 複数の年金の種類に変更したときは変更後のそれぞれの年金についてこの規定を適用します。

③ 被保険者の生死が不明の場合で、被保険者が死亡したものと当社が認めたときには、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款

1 保障の開始について

第1条 保障の開始

① この保険契約の保障は、次の時に開始します。

保険料の受取りと承諾の時期	保障が開始する時（責任開始期）
当社が、保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
当社が、第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合	被保険者に関する告知（第23条）の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時

② 第①項の保障が開始する日を契約日とします。

第2条 保険証券の発行

- ① 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、保険証券を発行します。
- ② 保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、第1条第②項に定める契約日を記載します。
- ③ 当社は、復活（第17条）および復旧（第31条）の請求に対して承諾したときには、保険証券を発行しません。

2 年金の種類について

第3条 年金の種類

- ① 保険契約者は、保険契約締結の際、当社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの年金の種類を選択してください。
1. 保証期間付終身年金
 2. 確定年金
- ② 保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、保証期間付終身年金の保証期間および確定年金の年金支払期間を定めることができます。

第4条 年金開始日の前日の年金の種類の変更

- ① 保険契約者は、年金開始日の前日に、当社の定める取扱いの範囲内で、第3条第①項の中から1または2の年金の種類に変更することができます。
- ② 年金の種類の変更をする場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出してください。
- ③ 複数の年金の種類に変更した場合、特に規定がないときは、変更後のそれぞれの年金部分の全体を1つの保険契約としてこの普通保険約款を適用します。



「当社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

3 年金および死亡給付金の支払いについて

第5条 年金の支払い

第5条 備考

① 当会社は、次表に定めるところによって年金を支払います。

種類	支払事由（年金を支払う場合）	支払額	受取人	未払年金の一括払い・年金の継続払いについて
保証期間付終身年金	被保険者が年金支払日 ^① に生存しているとき	各年金支払日の年金	所定の基本年金年額	年金受取人は、年金開始日以後、保証期間中の未払年金の一括払いを請求することができます。 この場合には、当会社は、保証期間中の未払年金の現価（別表3）を支払い、また、保証期間経過後に被保険者が生存しているときは、年金を支払います。 ^②
	被保険者が第1回年金支払日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき ^③	保証期間中の未払年金の現価（別表3）		年金受取人は、保証期間中の未払年金の現価の支払いに代えて、年金の継続払いを請求することができます。 この場合には、保険契約は保証期間が満了するまで消滅せず、当会社は、保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。 ただし、被保険者の死亡後の年金の継続払い中に保証期間中の未払年金の一括払いの請求があったときは、保険契約はその時に消滅し、当会社は、保証期間中の未払年金の現価（別表3）を支払います。 ^④
確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	各年金支払日の年金	所定の基本年金年額	年金受取人は、年金開始日以後、年金支払期間中の未払年金の一括払いを請求することができます。 この場合には、保険契約はその時に消滅し、当会社は、年金支払期間中の未払年金の現価（別表3）を支払います。 ^④
	被保険者が第1回年金支払日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき ^③	年金支払期間中の未払年金の現価（別表3）		年金受取人は、年金支払期間中の未払年金の現価の支払いに代えて、年金の継続払いを請求することができます。 この場合には、保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、当会社は、年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払います。 ただし、被保険者の死亡後の年金の継続払い中に年金支払期間中の未払年金の一括払いの請求があったときは、保険契約はその時に消滅し、当会社は、年金支払期間中の未払年金の現価（別表3）を支払います。 ^④

① 年金開始日を第1回年金支払日とし、その後の年単位の応当日を順次第2回以降の年金支払日とします。

② 複数の年金の種類に変更したときは変更後のそれぞれの年金についてこの規定を適用します。

③ 被保険者の生死が不明の場合で、被保険者が死亡したものと当会社が認めたときには、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

④ 複数の年金の種類に変更したときは変更後のそれぞれの年金についてこの規定を適用し、保険契約はすべての年金部分が消滅した時に消滅します。

➡ 「保証期間付終身年金の保証期間中または確定年金の年金支払期間中の未払年金の現価（別表3）」この約款の末尾に掲載しています

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

② 年金受取人は、被保険者または保険契約者のいずれかとします。

第6条 年金証書の発行

当社は、第1回年金支払日の年金を支払う際に年金証書を年金受取人に発行します。

第7条 死亡給付金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います。

種類	支払事由（死亡給付金を支払う場合）	支払額	受取人	免責事由（「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が年金開始日前に死亡したとき ^①	死亡給付金表（別表4）により計算される金額	死亡給付金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時 ^② の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡給付金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^③

「死亡給付金表（別表4）」

この約款の末尾に掲載しています

② 被保険者が死亡給付金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、その残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分については、その死亡給付金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金^④を保険契約者に支払います。

第8条 年金および死亡給付金の請求手続き

- ① 保険契約者または年金もしくは死亡給付金の受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときには、当社に通知してください。
- ② 年金または死亡給付金の受取人は、年金または死亡給付金の支払事由が発生したときには、すみやかに当社の定める書類を提出して年金または死亡給付金を請求してください。

「当社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第9条 年金および死亡給付金の支払いの場所と時期

- ① 年金および死亡給付金は、第8条第②項に定める請求書類が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本社で支払います。この請求書類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします（以下「請求日」といいます。）。
- ② 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認^①を行います。この場合には、第①項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

第7条 備考

① 被保険者の生死が不明の場合で、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第17条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、その際の増額分については第31条（払済年金保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。

③ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと当社が認めたときには、当社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払またはその金額を削減して支払います。

④ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第9条 備考

① 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第5条（年金の支払い）または第7条（死亡給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	死亡給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および第3号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第①項第3号アからオまでに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、年金もしくは死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金もしくは死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金もしくは死亡給付金請求時までにおける事実

第9条 備考

③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数^②を経過する日とします。

② 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第2号から第4号に定める事項	弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
2	第②項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
3	第②項第1号、第2号または第4号に定める事項	保険契約者、被保険者または年金もしくは死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
4	第②項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは死亡給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^③は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当社は、年金または死亡給付金を請求した者に、その旨を通知します。

③ 当社の指定した医師による必要な診断および当社指定の検査に応じなかったときを含みます。

第10条 積立金の支払い

① 次のいずれかの事由によって死亡給付金を支払わない場合には、当社は、保険契約の積立金^①を保険契約者に支払います。ただし、積立金の額が死亡給付金額を超え

第10条 備考

① 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

る場合には死亡給付金額を限度とします。

1. 責任開始時^②の属する日から、3年以内における被保険者の自殺
 2. 死亡給付金受取人の故意
 3. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、積立金^①を請求してください。
- ③ 積立金^①の支払いの場所と時期については、第9条（年金および死亡給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



【当会社の定める書類】

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第11条 年金および死亡給付金の支払方法の選択

- ① 年金受取人は、年金の一時支払いに代えて、当会社の定める取扱いの範囲内で、年金のすえ置支払いを選択することができます。
- ② 保険契約者^①は、死亡給付金の一時支払いに代えて、当会社の定める取扱いの範囲内で、死亡給付金について次のいずれかの支払方法を選択することができます。
 1. 年金支払い（確定年金・保証期間付終身年金）
 2. すえ置支払い

4 保険料について

第12条 保険料の払込み

- ① 保険料払込方法（回数）が月掛の場合には、保険料払込の保険料期間、払込期月および猶予期間は次表のとおりとします。

保険料期間	払込期月	猶予期間
月単位の契約応当日 ^① から次の月単位の契約応当日の前日まで	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで

- ② 第2回以後の保険料は、第①項の保険料期間に対応する保険料として、保険料払込期間中、保険料払込方法（経路）（第13条）にしたがい、第①項の払込期月内に払い込んでください。
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日^①の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者^②に払い戻します。
- ④ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻しません。

第13条 保険料払込方法（経路）

- ① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。

号	名称	保険料払込方法（経路）
1	店頭扱い	当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2	集金扱い	当会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が当会社の定めた地域内にある場合に限りです。）
3	口座振替扱い	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

- ② 集金扱いの場合、払込期月内に払い込まなかった保険料は、猶予期間（第12条第

第10条 備考

- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第17条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、その際の増額分については第31条（払済年金保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第11条 備考

- ① 死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人となります。

第12条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

- ② 給付金を支払うときは死亡給付金受取人に払い戻します。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

①項)の満了する日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください^①。

- ③ 集金扱いの場合、猶予期間(第12条第①項)中の未払込保険料があるときは、その未払込保険料の払込みがあったのち、その猶予期間中に到来する契約応当日^②の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、保険料払込方法(経路)を変更することができます。
- ⑤ 集金扱い、口座振替扱いまたは集団扱いの保険契約が当社の定める条件を満たさなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法(経路)を他の方法に変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第13条 備考

- ① ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは猶予期間中でも集金人を派遣します。
- ② 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

第14条 保険料払込方法(経路)(第13条)によって保険料を払い込むことができなくなったときの取扱い

第13条第①項に定めるいずれの方法によっても保険料を払い込むことができなくなったときには、当社の定める方法により、保険料は6カ月分を一括して払い込んでください。

第15条 保険料が払い込まれない間に年金の支払事由等が発生した場合の取扱い

- ① 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日^①以後、猶予期間(第12条第①項)の満了する日までに年金または死亡給付金の支払事由が発生したときには、当社は、それらの年金または死亡給付金からすでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ② 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日^①以後、猶予期間(第12条第①項)の満了する日までに保険料の払込免除事由(第20条)が発生したときには、保険契約者は、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合には、当社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

第16条 保険契約の失効

保険料が払い込まれないまま猶予期間(第12条第①項)が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、返戻金(第29条)を請求することができます。

第17条 保険契約の復活

- ① 保険契約者は、第16条(保険契約の失効)の規定によって保険契約が効力を失った日から3年以内で、かつ、年金開始日前であれば、被保険者の同意を得て、保険契約の復活を請求することができます。この場合、被保険者に関する告知を要し、次の規定を適用します。ただし、保険契約者が返戻金(第29条)を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
1. 第23条(告知義務)
 2. 第24条(告知義務違反による解除)
 3. 第25条(保険契約を解除できない場合)
- ② 保険契約者は、保険契約の復活を請求する場合には、当社の定める書類を提出してください。
- ③ 当社が保険契約の復活を承諾したときには、保険契約者は、延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額を当社の指定した期日までに当社の本社または当

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

会社の指定した場所に払い込んでください。

- ④ 復活の際の保障の開始については、第1条（保障の開始）第①項の規定を準用します。この場合、保障が開始する日を復活日とします。

➡ 「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

➡ 「当社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります

第18条 保険料の一括払い

- ① 保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、当月分以後の保険料を一括払うことができます。この場合に、その一括払いされる保険料が3カ月分以上であるときには、当社の定める方法による割引きをします。
- ② 第①項の規定によって一括払いされる保険料が2カ年分以上である場合には、12カ月分をこえる保険料について、さらに当社の定める率による割引きをします。
- ③ 第②項の規定によって割引かれた保険料一括払金は、当社の定める率の利息を付けて当社に積み立てておき、その払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。
- ④ 保険料の払込みを要しなくなった保険契約について、保険料一括払金の残金があるときには、これを保険契約者^①に払い戻します。ただし、年金開始日が到来する保険契約で、第22条（社員配当金の支払い）第①項第1号イの規定によって、年金開始日に増額年金を買い増す場合には、保険契約者から別段の申出がない限り、一時支払いに代えて、当社の定める方法により、その増額年金の一時払保険料に充当します。

➡ 「当社の定める率の割引き」「当社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります

第18条 備考

① 死亡給付金を支払う場合には死亡給付金受取人とします。

第19条 保険料の自動振替貸付

- ① 保険料が払い込まれないままで猶予期間（第12条第①項）が経過した場合でも、次表の貸付金額と利息との合計額が返戻金（第29条）の額^①をこえないときは、当社は、次表に定めるところによる自動振替貸付を行ない、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱いはしません。

貸付金額	払い込むべき月以後6カ月分の保険料相当額	
貸し付けの時期	6カ月分保険料のうちの最初の保険料の猶予期間の満了日	
保険料への充当	貸付金は払込期月が到来すること ^② に保険料の払込みに充当します	
利息	利率	年8%以下の当社の定める率（複利）
	計算方法	保険料に充当した貸付金額に対して、充当した時から、当社の定める方法によって計算します
	元本への組み入れ	6カ月分保険料のうちの最初の保険料の払込期月の1日から起算して6カ月が経過したときに利息を元本に組み入れます。以後、1年が経過する毎に利息を元本に組み入れます

- ② 6カ月分保険料のうちの最初の保険料の払込期月の1日から起算して6カ月以内に、保険料に充当した貸付金相当額が払い込まれた場合は、自動振替貸付をしなかったものとします。
- ③ 本条の自動振替貸付が行なわれた場合でも、6カ月分保険料のうちの最初の保険料の猶予期間の満了日の翌日から3カ月以内であれば、保険契約者は、次のいずれかを

第19条 備考

① 払い込むべき月以後6カ月分の保険料が払い込まれたものとして計算し、また、すでに貸付金（本条・第34条）がある場合には、その元利合計額を差し引いた残額とします。

② 貸し付けたときにすでに払込期月が到来している未払込保険料については、貸し付けたときと同時とします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

選択することができます。この場合には、当社は、自動振替貸付をしなかったものとしてその選択による取扱いをします。

1. 第27条（保険契約の解約）
2. 第30条（払済年金保険への変更）
3. 第32条（基本年金年額の減額）



「当社の定める率」
お取扱いの際の率によります

第20条 保険料の払込免除

- ① 当社は、次表に定めるところによって、障害状態に該当した日後到来する契約応当日^①の保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みがあったものとして取り扱います。

払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	「払込免除事由」に該当しても保険料の払込みを免除できない場合
被保険者が責任開始時 ^② 以後に発病した疾病 ^③ または発生した傷害によって保険料払込期間中に身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当したとき ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為 2. 被保険者の犯罪行為 3. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 4. 戦争その他の変乱 ^⑤
被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に身体障害表（別表2）の第2級または第3級の障害状態に該当したとき ^⑥	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑤ 8. 戦争その他の変乱 ^⑤

- ② 被保険者が、責任開始時^②前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表2）の第1級の障害状態または第2級もしくは第3級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第31条）の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
- ③ 保険料の払込免除については、第8条（年金および死亡保険金の請求手続き）および第9条（年金および死亡給付金の支払いの場所と時期）の規定を準用します。
- ④ 保険料の払込みが免除された後は、次の規定は適用しません。
1. 第4条（年金開始日の前日の年金の種類の変更）
 2. 第30条（払済年金保険への変更）
 3. 第31条（払済年金保険からの復旧）
 4. 第32条（基本年金年額の減額）
 5. 第33条（保険契約の内容変更の手続き）



「対象となる不慮の事故（別表1）」「身体障害表（別表2）」
この約款の末尾に掲載しています

第20条 備考

① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第17条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、その際の増額分については第31条（払済年金保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。

③ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

- (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
- (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
- (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

④ 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表2）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。

⑤ 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、保険料の払込みを免除します。

⑥は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

5 社員配当（保険契約者への配当）について

第21条 社員配当金の計算

当社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

第22条 社員配当金の支払い

① 当社は、利差配当の社員配当金を次表のとおり支払います。この場合、第4号および第5号に該当する保険契約については、第3号に該当する保険契約より下回る金額とします。

社員配当金の計算を行なった事業年度末に、年金開始日が到来しておらず、かつ、次のいずれかに該当する保険契約

号	対象となる保険契約	支払いの方法										
1	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日から5年ごとの年単位の契約応当日 ^① （以下「5年ごと契約応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約（次の第2号に該当するものを除きます。）。ただし、保険料払込中の保険契約については、その日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。	ア. 社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと契約応当日から、当社の定める率の利息を付けて積み立てておき、次表のとおりその元利合計額を現金で支払います。 ただし、社員配当金の計算を行なった次の事業年度の年単位の契約応当日が年金開始日のときはその日に年金受取人に支払います。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払う場合</th> <th>受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険契約者から請求があったとき</td> <td>保険契約者</td> </tr> <tr> <td>死亡給付金を支払うとき</td> <td>死亡給付金受取人</td> </tr> <tr> <td>死亡給付金の支払い以外で原因で保険契約が消滅したとき</td> <td>保険契約者</td> </tr> <tr> <td>年金開始日が到来したとき</td> <td>年金受取人</td> </tr> </tbody> </table>	支払う場合	受取人	保険契約者から請求があったとき	保険契約者	死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人	死亡給付金の支払い以外で原因で保険契約が消滅したとき	保険契約者	年金開始日が到来したとき	年金受取人
		支払う場合	受取人									
		保険契約者から請求があったとき	保険契約者									
		死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人									
		死亡給付金の支払い以外で原因で保険契約が消滅したとき	保険契約者									
		年金開始日が到来したとき	年金受取人									
		イ. 保険契約者は、あらかじめ申し出ることにより、積み立てられている社員配当金 ^② の一時支払いに代えて、当社の定める取扱いの範囲内で、年金開始日に、これを一時払保険料に充当して、基本年金 ^③ の種類に応じて定まる次の増額年金を買い増すことができます。 この増額年金の年金は、基本年金とともに年金受取人に支払います。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本年金</th> <th>増額年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証期間付終身年金の場合</td> <td>保証期間付終身年金または確定年金^{④⑤}</td> </tr> <tr> <td>確定年金の場合</td> <td>確定年金^⑥</td> </tr> </tbody> </table>	基本年金	増額年金	保証期間付終身年金の場合	保証期間付終身年金または確定年金 ^{④⑤}	確定年金の場合	確定年金 ^⑥				
		基本年金	増額年金									
保証期間付終身年金の場合	保証期間付終身年金または確定年金 ^{④⑤}											
確定年金の場合	確定年金 ^⑥											

第20条 備考

⑥ 責任開始時にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表2）の第2級または第3級の障害状態に該当したときを含みます。

第22条 備考

① 契約応当日および年金応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日および年金応当日とします。

② 年金開始日に支払われる社員配当金を含みます。

③ 第5条の年金をいいます。

④ 保証期間および年金支払期間は、基本年金の保証期間と同一とします。

⑤ 保険契約者は、増額年金の年金の種類を指定してください。

⑥ 年金支払期間は、基本年金の年金支払期間と同一とします。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第22条 備考

号	対象となる保険契約	支払いの方法
2	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に年金開始日が到来し、かつ、年金開始日に継続している保険契約。 ただし、保険料払込期間中の保険契約については、年金開始日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。	年金開始日に年金受取人に現金で支払います。 ただし、第1号の規定によって、年金開始日に増額年金を買い増す場合には、現金による一時支払いに代えて、当会社の定める方法により、その増額年金の一時払保険料に充当します。
3	契約日から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に被保険者の死亡（死亡給付金が支払われる場合に限ります。）により消滅した保険契約。 ただし、直前の5年ごと契約応当日から起算して1年以内に被保険者の死亡により消滅した保険契約は除きます。	死亡給付金受取人に現金で支払います。
4	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に年金開始日が到来し、第35条（貸付金の差引き）の規定により年金開始日の前日に消滅した保険契約	保険契約者に現金で支払います。
5	契約日から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第3号または第4号以外の事由により消滅した保険契約。 ただし、直前の5年ごと契約応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

社員配当金の計算を行なった事業年度末に年金開始日が到来している次のいずれかに該当する保険契約

号	対象となる保険契約	支払いの方法
6	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に年金開始日から5年ごとの年単位の応当日 ^① （以下「5年ごと年金応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約	社員配当金の計算を行なった次の事業年度における年金の支払いのときに年金受取人に現金で支払います。 ただし、保証期間付終身年金の場合で、保証期間中の未払年金が一括払いされたときは、その後の保証期間中は、当会社の定める率の利息を付けて積み立てておき、被保険者が死亡したときまたは保証期間経過後の最初の年金の支払いのときに年金受取人にその元利合計額を現金で支払います。

① 契約応当日および年金応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日および年金応当日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

号	対象となる保険契約	支払いの方法
7	確定年金の場合で、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に年金支払期間が満了した保険契約	年金受取人に現金で支払います。
8	被保険者の死亡後年金の継続払いを行なっている保証期間付終身年金の場合で、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に保証期間が満了した保険契約	
9	年金開始日から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に被保険者の死亡により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと年金応当日から起算して1年以内に被保険者の死亡により消滅した保険契約は除きます。	
10	年金開始日から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第7号、第8号または第9号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと年金応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

- ② 複数の年金の種類に変更したときは、変更後のそれぞれの年金部分について第①項第6号の規定を適用します。
- ③ 当会社は、第①項に定める社員配当金とは別に、契約日から所定年数を経過した保険契約に対して、社員配当金を保険契約者^⑦に支払うことがあります。
- ④ 第①項第1号の規定によって、年金開始日に増額年金を買い増す場合には、第③項の規定によって支払うべき社員配当金は、一時支払いに代えて、当会社の定める方法により、その増額年金の一時払保険料に充当します。
- ⑤ 社員配当金の受取人は、当会社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。
- ⑥ 社員配当金の支払いの場所と時期については、第9条（年金および死亡給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

^⑦ 死亡給付金を支払うときには死亡給付金受取人、また、年金開始日が到来したときには年金受取人とします。



「当会社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

6 告知義務と重大事由による解除について

第23条 告知義務

当会社が、保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第31条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第24条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けて保険契約①を解除することができます。
- ② 当会社は、死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約①を解除することができます。この場合には、死亡給付金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、すでに死亡給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、死亡給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定による保険契約①の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
- ④ 死亡給付金受取人に解除の通知を行なうときには、当会社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡給付金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、保険契約①を解除した場合に、返戻金（第29条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第25条 保険契約を解除できない場合

- ① 当会社は、次のいずれかの場合には、第24条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約①の解除をすることができません。
 1. 当会社が、保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第31条）の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知（第23条）をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知（第23条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当会社が、保険契約の締結、復活（第17条）または復旧（第31条）後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
 5. 保険契約が責任開始時②の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険料の払込免除事由が生じていた場合③を除きます。
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により当

第24条 備考

- ① 復旧（第31条）の場合は、年金の増額分をいいます。

第25条 備考

- ① 復旧（第31条）の場合は、年金の増額分をいいます。
- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第17条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいい、また、復旧が行なわれた場合、その際の増額分については第31条（払済年金保険からの復旧）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ③ 責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険料の払込免除が行なわれていない場合を含みます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第26条 重大事由による解除

① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 以下の給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致^①をした場合

給付金等	事故招致した者
死亡給付金 ^②	保険契約者 死亡給付金受取人
この保険契約の保険料払込免除	保険契約者 被保険者

2. この保険契約の以下の給付金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為^③があった場合

給付金等	詐欺行為を行なった者
死亡給付金	死亡給付金受取人
保険料払込免除	保険契約者

3. 保険契約者、被保険者、年金または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員^④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者、年金または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者、被保険者、年金または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

ア. 他の保険契約が重大事由によって解除されること

イ. 保険契約者、被保険者、年金または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

② 当社は、年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約^⑤を解除することができます。この場合には、第①項各号に掲げる事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による年金もしくは死亡給付金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。

③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者^⑥に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

第26条 備考

① 事故招致の未遂を含みます。

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

⑤ 第①項第3号のみに該当した場合で、第①項第3号アからオまでに該当した者が、支払事由が発生した年金または死亡給付金の受取人のみであり、その受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金に対応する部分とします。

⑥ 第1回の年金の支払事由発生日以後は、年金受取人となります。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ④ 年金受取人または死亡給付金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の年金受取人または死亡給付金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当社は、この保険契約を解除した場合には、以下のとおり取り扱います。
1. 第1回の年金の支払事由発生前で、かつ、返戻金（第29条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
 2. 第1回の年金の支払事由発生以後は、年金の種類に応じて次の金額を年金受取人に支払います。

年金の種類	金額
保証期間付終身年金	保証期間中の未払年金の現価（別表3）
確定年金	年金支払期間中の未払年金の現価（別表3）

7 解約・無効について

第27条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、年金開始日前であれば、いつでも将来に向けて保険契約を解約することができます。この場合、当社は、返戻金（第29条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者および第41条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）の規定に基づき保険契約上の一切の権利を承継した年金受取人は、年金開始日以後は、保険契約を解約することはできません。

第28条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

- ① 保険契約者、被保険者または年金もしくは死亡給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結、復活（第17条）または復旧（第31条）したときには、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が年金、死亡給付金を不法に取得する目的または他人に年金、死亡給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結、復活または復旧した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第29条 返戻金の支払い

- ① 保険契約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、次のとおりとします。

失効等の時期	取扱い
保険料払込期間中	保険料が払い込まれた年月数により計算します。
保険料払込済	経過した年月数により計算します。

- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第9条（年金および死亡給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

8 内容の変更について

第30条 払済年金保険への変更

- ① 保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、将来の保険料の払込みを中止し、保険契約を、年金開始日、年金の種類、保証期間または年金支払期間がその保険契約

と同一で、基本年金年額を減額した払済年金保険に変更することができます。

- ② 第①項の払済年金保険の基本年金年額は、返戻金額を下回らない範囲で当会社の定める方法により計算した金額^①を基準として定めます。
- ③ 払済年金保険に変更された保険契約の死亡給付金額は、変更時の死亡給付金額と同額^①とします。

第30条 備考

- ① 第35条によって貸付金が差し引かれる場合には、差引き後の残額とします。

第31条 払済年金保険からの復旧

- ① 保険契約者は、払済年金保険（第30条）に変更してから3年以内で、かつ、年金開始日前であれば、被保険者の同意を得て、保険契約の復旧を請求することができます。この場合、被保険者に関する告知を要し、次の規定を適用します。
 1. 第23条（告知義務の規定）
 2. 第24条（告知義務違反による解除）
 3. 第25条（保険契約を解除できない場合）
- ② 当会社が保険契約の復旧を承諾したときには、保険契約者は、当会社の定める方法によって計算した金額を当会社の指定した期日までに当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- ③ 当会社は、復旧による増額分については第②項に定める金額を受け取った時から保険契約上の保障を開始します。この場合、保障が開始する日を復旧日とします。

第32条 基本年金年額の減額

- ① 保険契約者は、年金開始日前であれば基本年金年額を減額することができます。ただし、当会社は、減額後の基本年金年額が当会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- ② 基本年金年額が減額された場合には、保険契約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当会社は、返戻金（第29条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第33条 保険契約の内容変更の手続き

次の内容変更をする場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。

1. 第30条（払済年金保険への変更）
2. 第31条（払済年金保険からの復旧）
3. 第32条（基本年金年額の減額）



【当会社の定める書類】

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

9 保険契約者に対する貸付けについて

第34条 保険契約者に対する貸付け

- ① 保険契約者は、年金開始日前であれば、返戻金（第29条）の額^①の所定の範囲内で、当会社の定める利率で貸付けを受けることができます。
- ② 保険契約者は、第①項の貸付けを受ける場合には、当会社の定める書類を提出してください。



【当会社の定める利率】

お取扱いの際の率によります



【当会社の定める書類】

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第34条 備考

- ① 自動振替貸付（第19条）がある場合には、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額とします。

第35条 貸付金の差引き**第35条 備考**

当社は、次の場合に貸付金（第19条・第34条）があるときには、それぞれ次表に定めるところによります。

場合	取扱い
年金開始日前に保険契約が消滅したとき	支払うべき金額から貸付金の元利合計額を差し引きます。
年金開始日が到来したとき	保険契約の積立金 ^① から貸付金の元利合計額を差し引き、積立金の残額をもって新たに基本年金年額を定めます。ただし、新たな基本年金年額が当社の定める金額に満たないときには、積立金の残額を一時に保険契約者に支払い、年金開始日の前日に保険契約は消滅します。
第30条（払済年金保険への変更）の規定により払済年金保険へ変更されたとき	支払うべき金額または保険契約の内容の変更に際して充当すべき金額から貸付金の元利合計額を差し引きます。
第32条（基本年金年額の減額）の規定により減額されたとき	
貸付金の元利合計額が返戻金（第29条）の額をこえるとき	当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当社の指定した期日までに、当社の定める方法によって計算した金額を払い込んでください。この払込みがなかったときは、保険契約は、当社の指定した期日の翌日から効力を失います。

① 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

10 保険契約者・年金受取人・死亡給付金受取人の変更などについて**第36条 当会社への通知による年金受取人の変更**

- ① 保険契約者は、年金開始日前で、かつ、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者または保険契約者に限り、年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、年金受取人を被保険者に変更することができます。
- ② 年金開始日以後は、被保険者と年金受取人が同一人でない場合に限り、年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、年金受取人を被保険者に変更することができます。
- ③ 保険契約者または年金受取人は、第①項または第②項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ④ 第①項または第②項の通知が当社に到達する前に、変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第37条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更

- ① 保険契約者は、年金開始日前で、かつ、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第38条 遺言による年金受取人および死亡給付金受取人の変更

- ① 第36条および第37条に定めるほか、保険契約者は、年金開始前で、かつ、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、年金受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者または保険契約者に限ります。
- ② 年金開始日以後は、被保険者と年金受取人が同一人でない場合に限り、年金受取人は、法令上有効な遺言により、年金受取人を被保険者に変更することができます。
- ③ 第①項および第②項の年金受取人および死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ④ 第①項、第②項および第③項による年金受取人および死亡給付金受取人の変更は、保険契約者または年金受取人が死亡した後、保険契約者または年金受取人の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ⑤ 保険契約者または年金受取人の相続人が第④項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

第39条 年金受取人および死亡給付金受取人の死亡

- ① 年金受取人または死亡給付金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金受取人または死亡給付金受取人とします。
- ② 第①項の規定により年金受取人または死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により年金受取人または死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人または死亡給付金受取人を年金受取人または死亡給付金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により年金受取人または死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、年金開始日前であれば、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第41条 年金受取人による保険契約上の権利義務の承継

年金開始日以後は、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第42条 保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人の代表者

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとしてします。
- ② 第①項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとしてします。
- ③ 第①項および第②項の規定は、年金受取人または死亡給付金受取人もしくはその相続人が2人以上ある保険契約において、それらの者が年金または死亡給付金を請求する場合に準用します。

第43条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとしてします。

第44条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当社の本社または当社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

11 その他**第45条 死亡給付金受取人による保険契約の存続**

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 死亡給付金受取人は、第②項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、当社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。
- ⑤ 債権者等による解約の通知が当社に到達した時から1カ月を経過する日までの間に年金開始日が到来する場合は、第①項から第④項までの規定の適用はありません。この場合、解約の通知が当社に到達した時に、保険契約の解約の効力が生じます。

第46条 年齢の計算

被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

第47条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外のときには保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その誤りが発見された日において最低契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢に達した日に保険契約が成立したものとして取り扱い、その他のときには実際の年齢に基づいて当会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。
- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて当会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

第48条 時効

年金、死亡給付金、返戻金（第29条）、積立金^①もしくは社員配当金または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効によって消滅します。

第48条 備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第49条 法人契約特則の適用

保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。）である場合には、法人契約特則を適用します。

第50条 保険料一時払いの特則

保険料一時払いの保険契約の場合は、次の規定の適用はありません。

1. 第12条（保険料の払込み）
2. 第13条（保険料払込方法（経路））
3. 第14条（保険料払込方法（経路）（第13条）によって保険料を払い込むことができなくなったときの取扱い）
4. 第16条（保険契約の失効）
5. 第17条（保険契約の復活）
6. 第18条（保険料の一括払い）
7. 第19条（保険料の自動振替貸付）
8. 第20条（保険料の払込免除）
9. 第30条（払済年金保険への変更）
10. 第31条（払済年金保険からの復旧）

（平成18年9月2日実施）
（平成24年4月2日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 ^① （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、 ^② 嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49） ^{②③}	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^③	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

- ^① 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- ^② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- ^③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害表

保険料払込みの免除の対象となる障害状態

等級	障害状態
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 ・ 第3級	1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	2. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
	3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
	5. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
	6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
	7. 10足指を失ったもの
	8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に、上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(表) 上・下肢の完全運動麻痺

上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

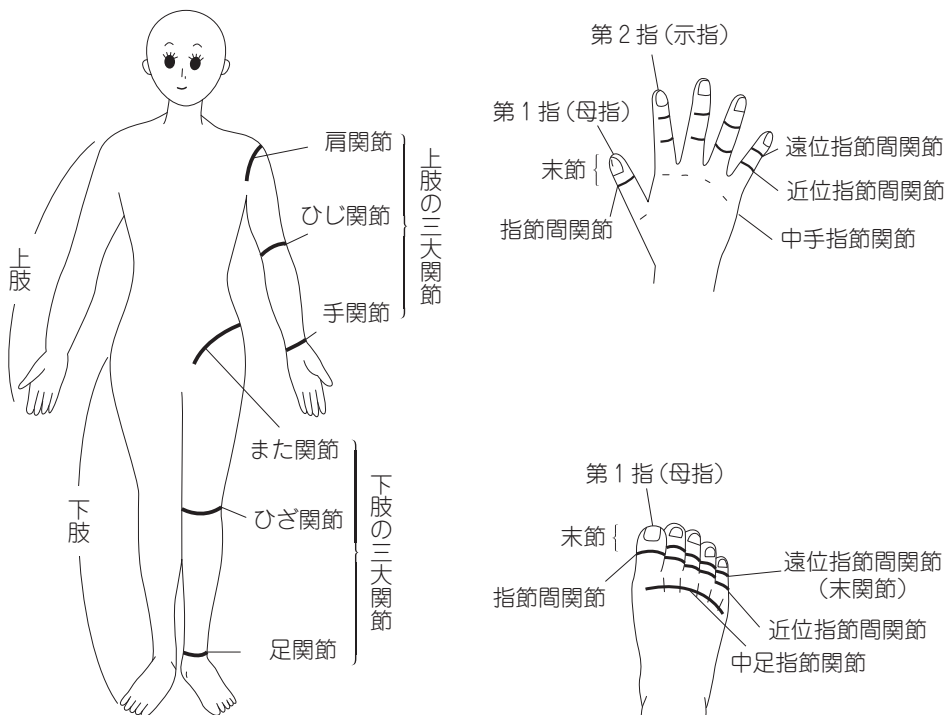
8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

補 足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

身体部位略図



別表3 保証期間付終身年金の保証期間中または確定年金の年金支払期間中の未払年金の現価

保証期間付終身年金の保証期間中または確定年金の年金支払期間中の未払年金の現価は、被保険者の死亡日または未払年金の一括払いの請求日に応じて、基本年金年額に下表の率を乗じて得た額を、被保険者の死亡日または未払年金の一括払いの請求日から直後の年金支払日までの期間について年1.65%（一時払い保証期間付終身年金の場合年1.00%）の率によって割り引いて計算した額とします。

10年保証期間付終身年金、10年確定年金

（ ）内は一時払いの場合

被保険者の死亡日または未払年金の一括払い請求日	基本年金年額に乗ずる率
第1回年金支払日から第2回年金支払日の前日まで	8.522 (8.738)
第2回年金支払日から第3回年金支払日の前日まで	7.636 (7.805)
第3回年金支払日から第4回年金支払日の前日まで	6.735 (6.863)
第4回年金支払日から第5回年金支払日の前日まで	5.819 (5.912)
第5回年金支払日から第6回年金支払日の前日まで	4.889 (4.951)
第6回年金支払日から第7回年金支払日の前日まで	3.943 (3.980)
第7回年金支払日から第8回年金支払日の前日まで	2.981 (3.000)
第8回年金支払日から第9回年金支払日の前日まで	2.000 (2.000)
第9回年金支払日から第10回年金支払日の前日まで	1.000 (1.000)

別表4 死亡給付金表

死亡給付金額は、次によって計算される金額とします。

- a. 保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約
 （一般の保険料率により基本年金年額に対応する月掛保険料）×（保険料が払い込まれた回数）
- b. 保険料払込方法（回数）が一時払いの保険契約
 基本年金年額に対応する一時払保険料
- (注) 1. 「保険料が払い込まれた回数」とは、被保険者が死亡した日の直前の月単位の契約応当日（被保険者が死亡した日が月単位の契約応当日の場合にはその日）の属する払込期月までに保険料を払い込むべき回数とします。
2. 基本年金年額の減額の規定により、基本年金年額が変更されたときは、変更後の基本年金年額により計算されるものとします。

法人契約特則

第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 死亡給付金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して死亡給付金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

第3条 死亡給付金を支払わない場合等

死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合に、保険契約者または死亡給付金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とし、以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡給付金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の死亡給付金を支払わない場合の規定または保険料の払込みを免除しない場合の規定を適用します。

第4条 保険契約者の告知義務

保険契約の締結、復活または復旧の際、それぞれの申込書または請求書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役員で保険契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通保険約款に定める保険契約者の告知とみなします。